

第8期第7回世田谷区スポーツ推進審議会
会 議 録

平成25年3月21日

第8期第7回世田谷区スポーツ推進審議会 会議録

1. 会議名称 第8期第7回世田谷区スポーツ推進審議会
2. 担当課名 スポーツ振興担当部スポーツ振興課
3. 開催日時 平成25年3月21日(木)午後6時32分～午後8時35分
4. 開催場所 国土館大学柴田会館3階 研修室
5. 出席者
委員(敬称略): 石崎、采澤、大崎、河田、白木、富田、中川、西、二川、細越、
松澤、坪井
事務局: 菅井(スポーツ振興担当部長)、梅田(スポーツ振興課長)、嶋津、大内、羽田
6. 会議の公開の可否 公開
7. 傍聴人の数 2人
8. 会議次第
別紙「次第」(2ページ目)のとおり
9. 会議内容
別紙(3ページ目以降)のとおり

第 8 期 第 7 回世田谷区スポーツ推進審議会

平成 2 5 年 3 月 2 1 日 (木) 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 3 0
国 土 館 大 学 柴 田 会 館 3 階 研 修 室

次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 議 録 に つ い て
- 3 . 議 事
 - (1) **意見聴取** 平成 2 5 年 度 公 益 財 団 法 人 世 田 谷 区 ス ポ ー ツ 振 興 財 団 へ の 補 助 金 の 交 付 等 に つ い て
 - (2) **議 題** 答 申 た た き 台 に つ い て
- 4 . そ の 他
- 5 . 閉 会

【 配 布 資 料 】

- (1) 平 成 2 5 年 度 公 益 財 団 法 人 世 田 谷 区 ス ポ ー ツ 振 興 財 団 へ の 補 助 金 の 交 付 に つ い て . . . **資 料 1**
- (2) 第 1 回 から 第 6 回 の 意 見 整 理 表 **資 料 2**
- (3) 第 1 回 から 第 6 回 の 意 見 整 理 表 「 課 題 ・ 提 案 の 整 理 案 」 **資 料 3**
- (4) 答 申 (た た き 台) **資 料 4**
- (5) 第 8 期 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会 「 諮 問 から 答 申 ま だ の 議 論 イ メ ー ジ 図 」 **資 料 5** 再 配 布
- (6) 東 京 都 ス ポ ー ツ 推 進 計 画 (中 間 の ま と め) **資 料 6**

会長 それでは、これより第8期第7回世田谷区スポーツ推進審議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、委員の出席状況につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局 それでは、委員の出席状況につきましてご報告いたします。本日の審議会は、委員16名中12名の出席をいただいております。L委員、M委員、N委員、O委員、以上4名の委員より欠席されるとの連絡をいただいております。

会長 了解しました。世田谷区スポーツ推進審議会条例施行規則第5条の規定では、2分の1以上の出席により会が成立するとしておりますので、ただいま事務局から報告があったとおり、本日の審議会は有効に成立していることを確認いたしました。

では次に、本日の審議会に際して、傍聴の申請はありますでしょうか。

事務局 本日の審議会の開会までに2名の方より傍聴の申請をいただいております。参考資料として委員の皆様のお手元にお配りしています世田谷区スポーツ推進審議会傍聴細目によりまして、傍聴者には注意事項等を遵守していただく旨、既にお伝えしているところでございます。

会長 今、事務局より報告があったとおり、2名の方から傍聴申請をお受けしておりますが、これらの方々が本日の審議会を傍聴することにつきまして、特に問題がなければ許可したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、傍聴を許可することといたします。

〔傍聴者入室〕

会長 では次に、今回の会議録の確認委員につきまして、私のほうから指名をさせていただきますと思います。J委員とI委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、前回の会議録確認でございますが、前回の第6回の会議録につきましては、委員の皆様にご確認いただき、確認委員にも署名をいただきましたので、2月上旬に事務局より郵送させていただきました。また、同時に事務局により会議録の開示、閲覧の手続きを行い、区のホームページにアップしているとともに、これまでどおり区役所の区政情報センターなど、区内5カ所において紙ベースによる冊子での閲覧ができるようになっております。

また、本日は、議題に入る前に、前回の審議会では会議録の委員氏名公表の有無について

ご意見がありましたので、皆様にお諮りをしたいと思います。

まずは、事務局から区の規定等について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、私から説明させていただきます。本日、机上にお配りさせていただいております「区の附属機関の会議録作成に関する指針」をご覧いただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、2枚目の4の〔3〕の でございます。 を読みますと「審議経過には、出席者の主な発言を記載することとし、その記載方法は次のとおりとする」となっております。「ア、発言内容については、主な発言の肝要な部分を簡潔にまとめて記載する」、「イ、個々の発言を記載する場合においては、発言者については、氏名を記載せず、当該附属機関における肩書（「委員」等）のみ記載する。事務局の職員については、職名を記載する」となっており、今期審議会においては、イの内容で進行してきたという認識でございます。

一方で、〔4〕に記載されておりますとおり、「会議において、発言のすべてを記録し、又は委員の氏名も記載することに決定した場合は当該決定のとおり扱うこととする」ということで、アとイと〔4〕の3つの手法が考えられると思われま。

なお、事務局としましては、本来ですと、今期の審議会の初めに、事務局から委員の皆様に、今ご覧いただいている指針を配付し説明して、確認しておくべきだったと反省しております。誠に申しわけございませんでした。説明は以上でございます。

会長 今、事務局より説明がありましたが、会長としての私の考えを少し述べさせていただきたいと思っております。私といたしましては、だれが発言したかではなく、どのような議論がなされたかということが大事だと思います。また、1つの会議体として運営している中で、実名で出る人と出ない人が1つの会議録で出てくるのは望ましいことではないと考えております。また、今期は既に第7回まで来ており、残りわずかですので、私としては、今期はこれまでどおりの会議録でよいと思っておりますが、皆様のご意見等をいただきたいと思います。お伺いしたいと思いますので、ぜひご意見のある方は挙手をお願いいたします。

A委員 本件については、たしか第6回の審議会の最後に私のほうから、区民からのお手紙がありましたので、それについてのご報告を申し上げたということからスタートしているはずですが、それにつきまして、ご報告の後、O委員から突如発言がございまして、同発言はとても貴重な発言であったと、私はそのように理解しております。その中で、私が

とても驚いたのは、不都合な委員もいらっしゃる、ということがとても気になりました。正直なところ、私は驚いた次第です。なぜかと申しますと、本審議会というのは諮問委員会でもあり、第3者として中立であるべき委員の方々が選考され、推薦されている。これが条例においても基本になっている。本審議会はすべて公開されるという公開の原理原則に従っていると思っていました、私は不都合な委員がいらっしゃる、ということをお聞きして啞然とした次第です。今、会長からも、事務局からも説明がございましたが、一区民からの私へのお手紙で、とても不思議がられているので、ご報告申し上げた次第です。

不都合な委員がいらっしゃる初めて知った。そうすると、どちらの方向で行くにしても、不都合な委員のその理由というのは何なのか、ここで本日、発言をいただきたい。なぜかといいますと、本審議会の議事録は残ります。それで、ホームページに掲載されます。よって、区民もそれを見られます。それによって理解していただける。そのほうが、情報公開においても正しいんじゃないか。ですから、不都合な委員がいらっしゃるということがあったので、私は述べている。そのような方が推薦され、選考されているということが、私はまだ信じられないんです。ですから、ぜひ理由を賜って議事録に載せて、区民の方に読んでいただく、それで理解していただくということではいかがなものでしょうか。

会長 今、A委員から意見が出ましたけれども、私、会長として、最初、そういう形の中で引き受けられた委員の方がいらっしゃるのかどうか。また1回目まで戻るということ自体が時間的にできないと思うんですけれども、そういう形の中で理解されていきましたか。

B委員 私は、特にそういうことに関しての質問は受けておりません。ですから、名前を出してもらってもいいですし、今の会長の話のとおり、意見を具申したという内容でまとめられているということならば、私はそちらのほうがいいと思っています。

C委員 質問なんですけれども、私は別に氏名を出しても構いませんけれども、ただ、ご質問されている方が個人名を知りたいというのは、どういう理由なのかというのを思います。どういった団体から代表として出てきているかとか、ここに肩書は出ていますよね。それは当然なことなんです、その後の個人名をその方たちがお知りになってどうされるのか、何のために個人名をお知りになりたいのかなというのが質問です。

A委員 私がそれについて理解しているのは、アルファベットを意見の頭にいつもつけてホームページに出していると。発言された方は責任があるのに、どうしてアルファベットで、なぜ本人の名前をそこで堂々と出さないんだ、ということじゃないかなと私は理解

しました。ですので、私も返答で、私は構いませんよと。ですから、そこに疑問を持たれている方もいらっしゃるんだなということを、初めて私は知った次第です。

D委員 不都合ということなのか、こういう審議会の場での発言というのは、委員個人としての発言になるわけです。あくまでも中立な立場として選ばれた委員の発言。そこに個人の名前が入るということは、その人間の組織であるとか、機関の発言ではないかと第三者から受け取られる恐れがあるわけです。これは厳然とした事実だと思います。ですから、そういう意味で、組織というよりも、それぞれいるんなバックボーンを持った状態での発言ということを曲解されないように、A、B、Cというような記載でいいと私は考えております。

会長 後半の答申の部分が一番大事な時期に来ていて、会長としては時間をかけたくないんですけども、もしほかに委員の方で意見があればもう少しいただいて、どのような形にしていったらいいのか、ということを決めたいと思います。あと二、三名の方、何か意見はありますか。

E委員 その不都合だとおっしゃられたO委員が本日欠席されておまして、だれが不都合なのかどうかも実はわからない状態の中ですので、私としては、ここまでこのような形でやってまいりましたので、あとわずか1回、2回だと思いますので、この会議録の記載事項についての中に、今のアルファベットで記載すること自体も認められていることであれば、そのままで行っていただければ。だからといって、私自身が何かということはないんですけども、そういうふうに見られるのも、ある意味ではちょっと嫌ですし、とても変な話ですけども。ただ、今までそういう流れで来ましたので、このままでよろしいんじゃないかと思います。

F委員 私も、今これを拝見して思うのは、以前、O委員がおっしゃったのは、大まかに不都合だというのは、おそらくそれぞれ皆さんが不都合なのではなくて、今、D委員がおっしゃったようなことをご自分の意見としては言っているんだけれども、それが誤解されないためにも、という意味を短絡的におっしゃったことじゃないかと思うんですけども。

A委員も当たり前のおっしゃってくださっているわけで、慣例で流れてきてしまいましたけれども、もとを正せば、自分の発言は何々がということでもよかったらうけれども、あえてA、B、Cじゃなくていいじゃないかというご意見も、もっともだな、とは思いますが、今、大方の委員がおっしゃってくださっているように、今回に関して

はこのまま進めていただいて、そのことを皆さんで了解して、このまま行くということではいかがでしょうか。A委員、多分皆さんはご理解していらっしゃると思います。

A委員 私がそのようにしたいという話じゃなくて、私でさえ、まるっきり気にしてなかったんです。それが突然あのような手紙をいただいたので、もちろんご報告をする義務がありますから、それで皆さんにお聞きして。そうすると、ご報告した後、不都合な委員がいらっしゃるということを知って、私も初めて、えっ、と思いました。

先ほど、事務局からご説明がありましたが、本来は、本審議会のスタートの第1回目に、これは事務局からきちっとルールというか、本審議会の規則として明文化して、これは決めておくべき問題であると。そうすると、こんなややこしいことに時間をとる必要もないし、またはっきりと区民の皆さんにも掲載されれば分かることです。ですから、今、皆さんがおっしゃったことは議事録に出ますから、それをもって区民の異議がある方には理解していただく。それで、この第8期は終わる、ということで私はいいと思いますが、よろしいですか。

会長 A委員にまとめてもらったような結果になりましたけれども。

A委員 いえいえ、ごめんなさいね。

会長 会長としては、今のような形で進めさせていただければ一番ありがたいと思っています。それで、前回のような形とか、いろんな形があるのであれば、次の審議会の一番初めのところで検討していただいて、最初から出発をしていただく、という形にさせていただければ一番いいのかなと思っています。

今、A委員から大方まとめをしていただいたような結果になっていますので、会長として、このような形で進めさせていただくということではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会長 それでは、今期の審議会の会議録については、ただいまA委員も言われましたとおり、これまでどおりで行くという形をとらせていただいて、異議がなければ、挙手をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(挙手多数)

会長 ありがとうございます。それでは、賛成多数のため、今期については、これまでどおりの会議録としたいと思います。よろしく願います。

それでは、早速、次第の3、議事に入りたいと思いますが、委員の皆様にご持参いただいている資料及び配付資料について事務局よりご確認をお願いいたします。

事務局 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。まずは、本日の審議会の次第でございます。続きまして、事前に送付させていただき、本日も持参をお願いしている資料が1から6までございます。資料1、平成25年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団への補助金の交付について。なお、裏面に平成25年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団への補助金の内訳を記載しております。さらに、別添資料としまして、平成25年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団事業計画・収支予算書を添付しております。続きまして、資料2が第1回から第6回の意見整理表になっております。資料3が第1回から第6回の意見整理表「課題・提案の整理案」となっております。資料4が答申（たたき台）でございます。資料5、第8期スポーツ推進審議会「諮問から答申までの議論イメージ図」、資料6、東京都スポーツ推進計画（中間のまとめ）でございます。資料につきましては以上でございます。

会長 ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

会長 なお、次第の右上に開始時間と終了時間を記載しておりますが、効率的な会の運営のためにご協力いただきたいということで、時間を表記させていただいております。

それでは、議事の（1）平成25年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団への補助金の交付等について、意見聴取に入りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まずは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、私から簡潔に説明させていただきます。平成25年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団への補助金の交付等について、ご説明申し上げます。

まず、規定等についてご説明させていただきますが、スポーツ基本法第34条では「スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる」と定めています。また、補助金を交付しようとする場合は、スポーツ基本法第35条の規定に基づき、当審議会の意見を聞かなければならないこととなっております。さらに、世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例第2条で、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、区が助成等を行う財団に規定されております。

それでは、財団の補助金交付等の内容につきまして、資料に沿って説明させていただきます。

まず、資料1の2、補助金交付額でございますが、平成24年度は2億45万1,000円でしたが、平成25年度は1億8,184万9,000円となっております。これは財団による既存事業の

効率化はもとより、区派遣職員の給与が平成24年11月より財団からではなく区から支払われることになったことと、財団の積極的な見直し、改善等により参加費等の収入増加を見込んでいることが大きく変動している理由でございます。

続きまして、財団の自主事業、収益事業、団体運営事業の予算額、事業内容は記載のとおりでございます。

大変申しわけないんですが、3の財団の予算額の表のところでも誤記がありましたので訂正願います。表の中で平成24年度予算額と記載しておりますが、こちらは平成25年度の誤りでございます。お手数ですが、訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

続きまして、裏面の財団自主事業予算内訳等をご覧ください。こちらは、事業ごとに予算額の内訳を表記しております。例えば、上のほうに記載しております(1)の子ども対象事業、真ん中ぐらいに記載しております(8)地域連携事業などは、区民ニーズを踏まえ拡充しております。

あとはご覧いただいているとおりでございますが、個々の事業を細かく見直し、25年度予算に反映した結果となっております。

また、先ほど申し上げましたが、一番下の表に参加費等収入の増加額が記載されておりますので、よろしく願いいたします。

別添につきましては、財団の平成25年度の事業計画・収支予算書でございます。表紙の裏面に事業ごとの分類一覧を記載しております。これにつきましては、財団自主事業の予算内訳と項目を合わせた形で掲載させていただいております。この分類に基づき、事業計画書の1ページから16ページまで各事業と各予算額を表記しております。また、17ページからは財団の収支予算書となっております。

資料の説明は以上でございますが、ただいまご説明申し上げましたスポーツ振興財団への区の補助金につきましては、平成25年度の予算配当が条件となります。現在、区議会定例会におきまして、25年度の予算編成に対する審議が行われております。先日、特別委員会での審議が終了し、27日に予定されております本会議にて可決されると、正式に補助金の予算額が確定することとなります。雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

会長 ただいま事務局より説明をいただきました平成25年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団への補助金の交付等について、ご質問や不明な点をお伺いしたいと思います。

なお、補足ですが、この件につきましては、昨年3月の第3回審議会でもご説明させていただきましたが、この審議会で審議して決議をとる、ということではなく、あくまでもご意見があればお伺いするという形をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、ご意見をいただく場合、例えば指導者養成に予算を手厚くしたほうがいいとか、障害者対象事業を拡大したほうがいいとか、または全体的に子どもから高齢者、障害者まで多くの事業を展開していることからよいのではないかとか、気がついた点がありましたらご意見をいただきたいと思います。それでは、ご意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

また、もし内容等について質問があれば、事務局から答えていただける部分も、必要であればありましたらいいですね。委員の方で、もし何かあればよろしく願いいたします。

A委員 拝見させていただきました。次回からでも結構ですので、この事業計画、事業内容、収支報告、収支・予算とございますが、資料の中で表の中に定員が何名とあります。要するに、経費と効率から考えまして、どの事業においても、ほとんどが人件費に持っていていかれていますよね。それでは、人件費にこの定員が見合っているのかどうか、活動率ですね。その資料を添付していただくほうが、本審議会では親切なんじゃないでしょうか。そうしないと、アウトラインだけの数字を見せられて、アウトラインの項目だけの表を見せられて、これは非常に不親切だなと。例えば、スポーツ及びレクリエーション振興事業（第1号事業）ということで、予算額がこれ、内訳が3つあります。直接経費、間接経費、人件費のそれぞれ具体的な資料を添付していただいたほうが理解し、納得できるんじゃないかなと、私は経験から思います。

それで、数字はこうやって明記されているが、実数はどうなんだ、定員がこれだから、人件費がこれだと。何名の指導員がここにかかっているのか。指導員にどのような物差しで、この定員との割合で人件費を割り出しているのか。どこにその物差しがあるのか、これを見てもわかりませんので、高いか安いかわからない。ですので、そういう観点から、このような資料に、ぜひそのような活動率並びに人件費の内訳、それから参加費多分チャージされているんだと思いますが、それが妥当なのか。それで収入は幾らになっているという決算になればよくわかるんですけども、いきなりこれをぼんと表にして出されて、ちょっと不親切かな、という気が私はいたしました。ですので、この定員が満ちているのか、それに対して指導員の人件費が見合っているのかどうか、費用対効果がどう

なのかということの報告も、この報告書の中で1行か2行でいいですので、ぜひいただきたいと私は感じました。いかがでしょうか。

事務局 それにつきましては、私どもから財団に、今後の資料作成につきまして申し述べさせていただきます。

A委員 よろしく申し上げます。

F委員 ちょっと同じことを感じた部分が8ページ。私の印象ですと、前は定員と参加人数、費用とかは書いてあったような気がしたんですけども、勘違いですかね。それで、この事業は予算と定員の関係がよくないとか、私も意見を言った記憶があるんですけども、今回はちょっとまとめ方が違っていたかなと思いました。

8ページの事業の中で、特に の大蔵第二運動場活性化事業のところで、デイトムテニスとゴルフスクールというのは通年でおやりになっているようですけども、定員が8人から16人というのは、やたら少ないなという印象でマーキングしたんですけども、通年でやっていて、これが定員というのはどういう形で進めているのかなと思ったり、そういうのをちょっとずつ思う箇所はございました。多分、何かの事情があるだろうと思いますので、A委員もおっしゃいましたけれども、そういうのも含めて、今後、多分この予算と決算に関しては専門の方がおやりになっていらっしゃるだろうということを想像して、特段意見というのではないんですけども、今後の問題として取り扱っていただければと思います。

事務局 わかりました。多分、こちらの作成も昨年と同様の形になっておりますので、その辺はご意見をいただきまして、財団と調整させていただきたいと思います。

会長 ほかに委員の方でありますか。もし、ほかに意見等がなければ、ただいま委員の皆様から貴重な意見をいただきましたので、この意見をスポーツ振興課から財団に報告していただいて、適切な運営をしていただくという形の中で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。できれば財団と区との連携をとりながら、区民のためのスポーツ振興というか普及に努めていただければ、このスポーツ推進審議会としての進言としてお諮りしたいと思いますが、そんな形でよろしいですか。 すみませんけれども、スポーツ振興課のほうでよろしく願いいたします。

続きまして、議事の(2)答申たたき台についてに入りたいと思います。

まずは、事務局より資料2から資料6の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料2から順番に説明させていただきます。

資料2は、これまでどおり第1回から第6回のご意見を大項目、中項目で分けて整理したものでございます。なお、前回、第6回審議会につきましては、23ページから追加しております。

続きまして、資料3でございますが、意見整理表の要約版として、課題と提案を項目ごとに分けたものでございます。今回は、さらに答申たたき台を作成する上で、どの項目を答申たたき台に反映しているかがわかるよう整理させていただきました。

これを踏まえ、答申たたき台として、資料4をご用意しております。資料4の答申たたき台につきましては、前回の審議会でお約束しましたとおり、会長とも相談の上、あらあらではございますが、作成させていただきました。本日は、このたたき台につきまして、まとめ方や文章表現、これまでの議論の反映漏れ、お気づきの点などをご議論いただき、さらに内容を深めた上で答申案としていきたいと思っております。

資料5は、これまでも継続的に配付させていただいておりますが、第1回から第8回までの諮問に対する審議会での検討イメージを、会長案としてお示したものでございます。

資料6につきましては、東京都が今年1月末に東京都スポーツ推進計画（中間のまとめ）として発表しており、平成25年4月からの計画との情報が入りましたので、参考のためにをご用意させていただきました。

なお、本日、資料はございませんが、前回の審議会の際にご意見をいただきました、障害児運動教室等の定員と申し込み状況につきましては、現状を確認したところ、定員と申し込みは、ほぼ同じ状況であるということがわかりましたので、誠に申しわけございませんが、口頭でご報告いたします。事務局からの資料の説明は以上でございます。

会長 ただいま事務局より本日の資料説明をいただきました。前回、第6回審議会の際に、各委員の皆様からいただいたご意見を中心に事務局で資料を用意させていただいております。本日は、特に資料4の答申たたき台について、皆様に議論をいただき、答申案となっていけるよう、まとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

このような答申たたき台という形でまとめてみますと、改めてこういった視点が抜けているとか、こういった視点から提案すべきではないか、といったところが見えてくるのではないかと思いますので、各委員の皆様方から貴重な意見をいただきたいと思っております。

これから皆様にご意見を伺っていく中で、たたき台の第1章の全体的な部分や、第2章の課題のところ、特にお気づきになった点でも結構ですので、まず初めにご意見をいた

だき、私としましては、たたき台の14ページから始まる第3章、特に17ページからの3、具体的施策の提案のところ、まだ具体的な提案として盛り込まれていない部分があるかと思えます。そこをしっかりと肉づけしていくことが大事ではないかと思っていますので、この辺を中心にご意見をいただきたいと思えます。

それでは、順次、前回のような会の進め方でこれから話していきたいと思えます。時間にも限りがありますけれども、貴重な意見をいただければと思っております。

それでは、本日の議題の(2)答申たたき台について、まずはF委員からお願いしたいと思えます。F委員、お願いします。

F委員 答申のたたき台を読ませていただいて、第6回目までの意見をまとめてくださっているということを感じまして、事務局のご苦勞に感謝したいと思っております。

このところに、たびたび世田谷らしいスポーツの確立、というのが出てくるんですけども、世田谷らしいって、何が世田谷らしいのかなど。文言では出てきても、では具体的に何だろうと、そんなことをまず考えました。

そして、後半の21ページでは財源の確保ということも出てまいりました。具体的には、どういったことで財源の確保をするのか、というようなこと具体性を求めていかなくはないのかなということ、この審議会を通じてその辺を明確にしていって、それを盛り込まなくてはならないのかなということ、今日の審議会に臨んでおります。

この審議会に出ささせていただいて感じておりますのは、世田谷区というのは本当に区民が使えるような施設がなかなかないんです。大きな立派な施設はあるけれども、区民が身近に使う施設がないというのを感じているので、建物を建てられないということもちょっと聞いているので、ではその辺をどうするかといったら、そうすると、総合型地域スポーツクラブというものがあると感じているんです。具体的にそういうことが進んでいるとも認識しているんですけども、そこで、総合型というのは、幾つぐらい実施しているのかということ、私は一度も聞いたことがなかったものですから、区の中にこれはどのぐらいあるんでしょうか。

事務局 現状、総合型地域スポーツクラブは6つのクラブがございます。

F委員 わかりました。それで、この中にも北沢地域と烏山地域は、なかなか施設がないというのも出てきまして、私も烏山地区で仕事をしている関係から、私どもの大学も、私は大学側に世田谷区の烏山地区は非常に施設がないので、総合型という形で何か区に協力できないか、というのを今話しかけているところなんです。ですから、答申の中に盛り

込むには、どうやってまとめたらいいんだろうと思っていますけれども、やっぱり具体的に、これから何年間かというところで、何か的を絞って、これを充実させようみたいなことをやっていかなくてはいけないのかなと思っています。まとまらない意見の発言で大変恐縮なんですけれども、答申に行くまでの間に、あともう一ひねりしたほうがいいかなと感じています。

会長 特に財源の確保と施設不足に対しての総合型のあり方ですよ。

F委員 はい。

会長 会長という立場じゃないんですけれども、総合型が6個あるということでしたけれども、前回の区のスポ・レクの指導者講習会で、もう1カ所立ち上げようという形の中で、今努力されている人たちがいらっしゃって、もしかすると、そこに2つ増える可能性があるかもわからないんです。だから、1カ所になるか、2つになるかは、その委員の人たちが、これから話し合いによって決定していくという形で、この前の講習会で話が出ていました。そんな意味では、世田谷区は総合型というのがどんどん増えてきているんじゃないかなと思っています。

A委員、お願いします。

A委員 今、たたき台に入って、F委員から重要な2つの項目がありましたが、私もこれを拝読させていただきまして、事務局の皆さん、まとめていただいて、本当にお疲れさまです。とてもわかりやすいです。

全体的にこのたたき台を読みますと、先ほどからも出ていますように、会長もおっしゃられた第3章ですね。具体性が非常に欠けているように私は感じているんです。第7期の諮問答申も読んでまいりました。そうすると、現在のこのたたき台とあまり変わらないんです。ということは、やはり第7期にも具体性がない。では、どうするの、どうなの、何をしたらいいのと。そうすると、第7回の今日まで意見だけを述べてきましたから、そこで討論、討議がなかったもので、私はそれがこれに反映しているんだろうなど。審議会であって本来の審議会ではない。意見の聴取というのが根底にありますから、このようなたたき台になってしまうのは仕方がない。果たしてその中身はどうするか、質の問題です。それで、具体性をどうするかということで、読ませていただいて、私なりに幾つか具体性を提案したいと思って今日持ってまいりました。

それに行く前に、6ページの(3)世田谷のスポーツの担い手「公益財団」との連携の3行目のところです。実施していく担い手として期待されると。特に世田谷区のスポーツ

振興財団は、競技スポーツに、その後です。「体育協会という面と」と。今の時代的に、これはスポーツ協会のほうがわかりやすいんじゃないですか。私はそれをちょっと感じましたので。

事務局 組織として、日本体育協会、あとは東京都体育協会という、いわゆる財団から見れば上部団体といいたいでしょうか。実は、世田谷区はちょっと特殊なところもございます、ほかの自治体とかを見ますと、東京都もそうですが、そういうスポーツの財団と競技スポーツ専門の体育協会というのがあります、その上にあるのが東京都体育協会なり、さらにその上に日本体育協会というものがありますので、世田谷区はそのソフト面とか、レクリエーション面とか、競技の面を1つの中でやっているという、ある意味、変わったところもあります。東京都のほうからよく聞くのは、世田谷区は、そういった意味では情報が共有できているので、結構進んでいるね、なんて言われることもあるんです。そういう意味で、体育協会の顔も持っているという意味合いのこの体育協会なんです。今、どうしても東京都体育協会とか日本体育協会という名称があるものですから、それはそのままストレートに落としていったほうが、多分わかりやすいかなという意味合いの表現です。

A委員 現在の体育協会というのは、英語読みでは、もう体育協会ではないんです。それで、近年、日本体育協会は日本スポーツ協会に改まります。そのように、もう発表されました。そうしないと、これはおかしなことになるんです。体育とスポーツは本質的に異なりますから、それをいつまでも伝統的に体育、体育、体育競技と。ですから、スポーツと体育がごちゃごちゃになってしまっている。それが現実です。ですから、世田谷区のスポーツということであれば、いつも世田谷区は次の世代を担ってリーダーシップをとっていくという意味でも、やはり固定観念にかかわらず、現実的な方向で進められたほうがいいんじゃないかなと思う。説明は今わかりましたので、これはそのまま置いておかれて、ただ、今の状況はそうですよ。そのあたり認識を新たにしてほしいなという部分がありました。

D委員 世田谷の場合は、体育協会が存在していないということをもっと強調したほうがいいと思います。ほかのところで言うと、財団があって、その中に体協という組織があるという財団もあるんですが、世田谷の場合は、この体協という組織自身がないということをもっと少しわかりやすく言ったほうが、今のご質問にきっと答えやすいんだと思います。体協という組織はないですね。

事務局 組織というより、役割は持っているんです。

D委員 役割は持っているけれども、ほかのところで言うと、都体協に加盟している地域体協があるんだけど、世田谷の場合は、世田谷の体協そのものが存在していない。

F委員 だから、財団が吸収しているわけです。

D委員 財団で完全に一本化している。都民体育大会なんかも、ほかのところでは体協が推薦しているんだけど、世田谷の体協が東京都のほうに都民体育大会の選手を出しているわけではないですよ。ですから、体協という機能は、世田谷の場合には存在していない。そこまで言っていていいかどうかはあれですけども。

事務局 そこはやっぱり訂正させていただきたいんですけども、世田谷区は、都民体育大会でも何でも、名簿もそうですけれども、確かに世田谷区だけ、ほかは、例えば東京都の名簿を見ると何とか区体育協会とか。世田谷区はどう表記されているかという、そこに世田谷区スポーツ振興財団と表記されているんです。都民体育大会とか、いろんな大会に出るに当たって、必ず各体育協会の会長の推薦と区長の推薦がないと出られないんです。ですから、そういう意味では、スポーツ振興財団の中に体育協会の顔がやっぱりあるんです。でないと、都民体育大会にも当然出られないですし、役割として必要なのです。

D委員 東京都全体というか、日本全体のそういう組織的なところでは、そういう顔があるというのはわかるんだけど、世田谷は、顔なんだけど、それは財団という格好で出しているというほうがわかりやすくないですか。

A委員 今、D委員がおっしゃられたことは、私もよくわかります。事務局がおっしゃっているのもよく理解できます。しかし、今、D委員がおっしゃっていた、それが私は世田谷らしいスポーツと、個性のある、独自性のある、世田谷らしい、よそとは違うよ、進歩的よと。まだ本体が日本体育協会なんて。これは世界の有名な言葉ですから、いつが来たら改まるのかな、だれもおっしゃらない。ですから、それじゃない世田谷らしいスポーツとして、これも1つ世田谷らしい……。

D委員 そこら辺を強調されると……。

A委員 そう理解すると、それはとてもわかりやすいんじゃないかなと、今お話をお聞きしていて思います。あとのご判断はお任せいたします。

D委員 都民体育大会に出るときに、個々の競技団体経由で都の競技団体に申し込んで出るというのと、地区体協を経由して出るという道が当時あったんです。今は賛助会員になっていると思いますが、賛助会員はこの財団のほうでそういう形をとってもらえるんだらというところで、財団の賛助会員になっているわけです。その当時、ある団体は嫌だ

と言って逃げようとしたところも実はあって、それはその協会系列の地区協会、都の協会、それから日体協のところと。そちらの流れが途中で一緒になるんですけども、そちらから出ると言った団体もありますから、それとはきっと、そういう形にはなっていないんです。すみません、途中で話を……。

A委員 幾つか私も具体案を考えてきましたが、時間も限られていますので、もし皆さんの最後で時間が余ったら提案させていただこうと思いますので、どうぞ次の方へ回してください。

会長 では、B委員、お願いします。

B委員 私もこれを見て、A委員と同様な感想を抱いたんですが、大綱的には非常にうまく、それぞれの関係がまとまっているんじゃないかと思います。ただ、私の個人的な考えかもわかりませんが、これにもう少し具体的なことも載せる必要があるんじゃないかなと。例えば、子どものスポーツで体力が落ちたと。それは関心がなくなっているからとか、親も心配するからとか、いろんな問題点はここに把握してあるんですけども、では、どうやってそれを解決して、その体力向上に結びつけるような具体案が出せるか、ということもやっぱり必要なんじゃないかなと私は思いました。私も高齢者なので、中高龄年に関してもそのような提案をしたほうがいいかなと私は思っています。

会長 E委員、お願いします。

E委員 先ほどほかの委員の方も申し上げられたとおり、具体的なものが何もなく、展開が必要であるとか、最後そういう文章で全部終わっているの、ちょっと寂しいなという思いはしました。

私としては、世田谷区の中に総合型地域スポーツクラブがあって、なおかつ住民が主体となって運営しているということは、とても世田谷らしいことだと思います。その中で、先ほどF委員がおっしゃられたみたいに、例えば烏山地区であれば、あそこに大学がある、この地区であれば、この大学がある。結構大学はいっぱいあるので、できればその総合型地域スポーツクラブの中に大学がうまく入り込んで、本当に区民と一緒にあって、その大学も含めて運営できるといいんじゃないかなと思うんです。例えば、すぐ近くにできました国士館の立派なプールがあるんですけども、それも地域に開放する。時間は限られているでしょうけれども、そういうのも含めて大学と連携して、その総合型地域スポーツクラブを運営できるようになれば、施設が足りないとか、身軽にとか、1つの課題は、とりあえずちょっとクリアできるのかなと思って、その働きかけをスポーツ振興財

団なり、世田谷区のほうでやっていっていただけると、とてもいいんじゃないかなという思いはしました。

会長 G委員、お願いします。

G委員 私も、この事務局のまとめ方というのは、皆さんのこれまでの意見をすごく丁寧に拾っていただき、過不足なくまとめてくださったと思います。例えば、子育て中のといったところでも、子育て中のだれがといったところまできちんと明記されているという、課題の抽出という意味ではすごくわかりやすく、感謝申し上げたいんですが、先ほどから出ておりますように、第3章、14ページ以降の今後の提言と申しますか、世田谷らしいスポーツ環境というところ、そのらしさというものが、いま一つはつきりしない。

それともう1つ言えば、15ページのところで、2のやさしいスポーツの提言というような文言があるんですが、カギカッコもなく、いきなりやさしいスポーツと言われると、このやさしさの意味というのが、簡単なイージーなのか、それがジェントルというか、カインドなのか。そここのところのとらえ方、もしかしたら、それも含めてやさしいとあえて使っているのかもしれないんですが、ここのところを読んで、ちょっと説明不足かなという気がするんです。なので、人にやさしいスポーツ環境と言っているのであれば、それはイージーとジェントル両方の包括された意味のやさしさといったものを目指すという解釈も可能ではあるんですが、ここのところはもう少し説明が必要かなという気がいたしました。

それと、ちょっと遡ってしまうんですけども、12ページのこれは課題のところに入っていたかと思うんです。 の教育現場の指導者の育成と、 の部活動とクラブチームの関係というところで、双方課題がきちんと書かれているんですが、例えば、 のところは、教員による指導のあり方といったものが、今後は必要なので育成するべきだと。その背景には、外部指導員に頼り過ぎている部分といったものを指摘しているにもかかわらず、のところでは、学校の部活動が充実していない状況。充実していないということは、やはり外部の指導員に頼らざるを得ない部分があると思うんですが、でも、上のところでは頼り過ぎていると言っている。ここのところの整合性がどうなのか。ただ、課題の抽出というところではそのまま書いて、では、それに対する答えがおそらく第3章にあるだろうと見てみたんです。そうしましたら、22ページの の学校教育現場における指導者の確保・育成というところに、今の課題はおそらく対応しているんだろうなと思いました。そうす

ると、外部の指導者の活用といったものに関しては、おそらく の3段落目の「また大学との連携を強化・充実し、体育や部活動での指導に活用できる仕組みづくりも図られたい」といった中に、外部指導者といったものも含まれているのかもしれないんですが、そのこのところのニュアンスが消えてしまっているのが少し残念な気がしました。そこも何らかの形で、学校の指導者の育成プラス外部の指導者の登用というのがせつかく課題で出てきているので、そこも含めてもう少しわかるような形で、というふうに思いました。

会長 C委員、お願いします。

C委員 本当に今までの私たちの意見を漏らさず載せていただいたんだと思って拝見させていただきました。読んでいて重複しているようなところも感じましたけれども、課題の後に具体的に何をしたいかというところが、やはりもう少し盛り込まれればと思います。最後にどうしても、今後考えていく必要がある、という終わり方が多いのではないかと思います。

7ページの(2)ライフステージに応じたスポーツ活動の推進というのが一番大事というか、それぞれの部分で、子どものスポーツとか、高齢者のスポーツとか、障害者の方のいろんなステージがいっぱいあるわけですけれども、このライフステージに応じたというところをもう少し膨らませてというか、ここの中での充実感を感じるといいのではないかなと私は思いました。

会長 H委員、どうぞ。

H委員 具体的なお話がありましたけれども、私は現場にいて、これを読みながら、これだったら、こういう案があるんじゃないというふうなことで、その辺からちょっととらえてみたんですけれども、例えば、世田谷のやさしいスポーツ。そこに、私はスポーツをする根源の1つとして楽しむということ。スポーツはいろんなとらえ方があるんですけれども、楽しくないと続かない。そこに感激とかいろんな満足感があって先に進むということがあるから、何か「楽しい」というような言葉を1つ入れていただいたらいいんじゃないかなと思ったりしています。

あと、スポーツに親しむという言葉がすごく出るんですけれども、そこに楽しむとか楽しいという言葉があまり出てこないんです。でも、その親しむの中に全部網羅される部分かなとも思うけれども、ちょっと別のものかなと思ったり。スポーツの醍醐味は、やっぱり楽しむということだと思います。その先にいろんな専門性があるって、上にアップしていけばいいと思うんですけれども、そういうところがもう少し、楽しい、ということが一つ

のキーワードのような気がするんです。この楽しいということは、子どもたちの発育のときに、やっぱり楽しさを先に教えてから何かスポーツをさせる、それは大事だと思う。もう1つは、中高年のスポーツがなかなかやれないとか、お年寄りのこともあるけれども、長続きさせるには、やっぱり楽しさが大事だと思うんです。私たちも現場で、人集めはどうしたらいいか、といったときに、いろいろ議論するんですけども、でも、やっぱり楽しくなくては続かないわね、楽しくて、そこに人の輪があるから来るのよねとか、最近はそのようなことが議論の中心になるんです。だから、楽しさというところをもう少し盛り込んでいただければいいかなと思います。

それから、場所のことなんですけれども、例えば総合型でやっていると、小学校、中学校が現場ですよ。そうすると、3月、4月は、体育館は式とかお別れ会とか何かで全部つぶれてしまうんです。そうすると、クラブが全滅に近いくらいになってしまって、3月、4月は動けない状況が現実には起きているんです。そうすると、これはどうしたらいいのかしらと、今、本当にネックなんです。

それともう1つ、うちの場合では、今、城山小学校が改築の予定が入って、2年間は引っ越しするんです。場所的に梅丘のほうから、今、世田谷中学校がある若林に行ってしまうんです。そうすると、場所は全然地域的に違うので、行く人たちが遠くなってしまふ。そうすると、みんな遠のくんじゃないか、という恐れがすごくあるような現実には、今落ち込んでいます。だから、そういうときに少しそういうバックアップが欲しいなと。すごく弱いところでやっていますので、大いにその辺のカバーが欲しいということです。

それからもう1つ、場所の確保は、この間、0委員が発言なさったと思うんですけども、学校の授業の中に体育館を使用しない空き時間があります。そういうところをうまく利用すると、昼間の時間が確保できるんです。そうすると、お子さんを学校にやっているお母さんたちとかの、体力のためのスポーツをする時間帯がとれるんです。どうしても、土日。そうすると、ご家族がそろわないので、なかなか出られない。そこで、子どもの場合は親子でやる、ということターゲットにして人集めをすとか、いろんなことで頑張っております。

あと、子どもの体力のこととかスポーツのことに関しては、夏休みがあります。そのときに、総合型としては夏休みを利用して子どもたちにスポーツを楽しんでもらう。教室を開いたり、学校では最近、サマーワークショップとかをやっていますよね。そういうのを利用して一生懸命入り込んで、子どもたちにスポーツをしてもらう、遊んでもらうという

工夫もしております。そんなところで、もうちょっとそういうのを入れていただくとヒントになるんじゃないかなと思ったりします。

会長 I 委員、お願いします。

I 委員 私も同じ意見なんです、子どものスポーツの中で、やはり楽しむ、好きになるということが第一だと思うんです。苦痛が伴うようでは長続きもしないし、特に幼児期、小学生、そして中学生と、おのおの段階的には違ってくると思うんです。そんな中で、やはり小さいときにいろんな運動をさせるということなんです。1つに固定されたことじゃなく、公園であれば、ブランコから砂場、あるいは滑り台と変わっていくようなのもいいと思うんです。そんな感じの中で、スポーツにも駆けっこ。ただ、持続的なものに関してはあまり勧められない部分がありますので、そういったことはここには書いてないんですが、特に幼児期については楽しんでいただければなと思っています。特に、現実では、父親がなかなかスポーツを教えられない。お母さんもどちらかというと不器用と聞いたことがあります。今では逆にスポーツ塾が有料で流行ったりするのも、都内では聞いています。

そんな中で、少しでも指導員ということであれば、いろんな大学とか、先ほどからも意見が出ていますので、そういった場所と人については接触しながらやってもらえればなと思います。特に世田谷の中では場所が少ないので、あまり私のほうからは言えませんが、明治のグラウンドも近くにあります。空いているときがありますので、そのあたり。ただ、言えることは、地域との取り決めで照明がないんですね。だから、ちょっと暗くなってくると、照明がつけられないということで、そのあたりの不便さはあるかもしれません。夏の間であれば7時半過ぎまで明るいので、そういったのはまた大学との接触で問いかけていくのもいいんじゃないかなと思っています。

あとは、これといったのはありません。ただ、思っていることは全部盛り込まれているかなと思っています。

会長 J 委員、お願いします。

J 委員 たたき台を読ませていただきまして、最初に、キーワードとして印象に強く入ったのが、やっぱり世田谷らしいということ。自分が職業柄、世田谷らしいというのは何なんだろうなと思ったら、皆さんご存じのように、教育ビジョンで地域とともに子どもを育てる。地域というのは、非常にキーワードだろうなと思っています。

ご存じのように、平成9年から学校協議会ということで、教育に関して、地域の方々、

町会・自治会、民生委員・児童委員の方とか青少年委員の方それぞれ、また商店街も含めて、いろんな方々が1つのテーブルにつくような形をとって世田谷は来ている。そう考えると、スポーツも、地域の方々がこの地域をどういうふうにしようかね、というようなテーブルがあっていいのかなと。それが総合型なんでしょうか。僕は深沢に住んでいて、深沢は実は総合型なんですけれども、最初ちょっと参加したこともあって、その後知らないのですねなんですけれども。世田谷らしさというと、やはり地域の子どもたち、地域の人たちがスポーツを楽しむ、今言ったような楽しくやれるような環境を少しずつ作っていく。すぐにはできないと思うんですが、そういう方向性を出すことが大事かと個人的には思っています。

この課題の中にありましたけれども、例えば、小学校、中学校にプールがありますけれども、シャワーが温水ではない。それはいいんですけれども、子どもたちは地獄のシャワーと言っておりますけれども、根性ものみたいなんですけれども。例えば、地域のものとなったときに、地域にある小学校や中学校のプールが、もし子どもを連れて、または孫を連れて行けるような施設として、今まで自分も学校にいましたから、学校のものという意識がすごく強くて、学校に来ている子どもたちを守らなければいけないというか、学校の子どもたちの教育を守らなければいけないと思っていたので、昔は外から借りるということについては非常に違和感があったんですけれども、今は、いわゆるけやきネットとか遊び場開放、これも随分昔からですけれども、いろんな地域の方々が使えるようになったし、地域でなくてもいろんな方が使えるようになっている。この考え方というのは、ある意味、進めていくことが大事かなという感じがしております。今言ったように、プールにしても、小学校、中学校の生徒たちだけではなくて、地域の人たちが使えるように。ただ、随分遠いところからけやきネット、課題もいろいろあるんでしょうけれども、知らない人がどんどん使うというんじゃないで、地域がこの学校の施設を大事にする、というような環境をみんなで作っていきましょう、という方向性があればいいのかなと、自分としては読んでいて思いました。

いろんなことが網羅されてすばらしいんですけれども、もう1個、自分の首を絞めるかもしれないけれども、そういうことについて、学校で、このたたき台の次は、どこの団体が、どういう関係者がそういうことについて議論してほしい、というような提案があれば次のアクションが出てくるんじゃないかな。今、学校としても、地域によって違うんですよ。学校によっても違う。貸し出しができる場所もあれば、うちみたいに人数が少な

いと、例えば、午前中で夏休みのプールは終わってしまう。ところが、人数が3倍もあるところは午後もいっぱいいっぱいやらなければいけないとか。それぞれの事情を皆さんが、地域の方もよくわかっていただく中で、1つ1つそういう施設を大事にしていく、またそういう環境を作っていくことが大事かと思っています。

最後につけ足しですけれども、私が以前意見で、地域の中学生が出る大会に、地域の人に応援に行くのはどうですかなんていう話があって、それがいいかどうかは別ですけれども、ご存じのように、子ども駅伝は第2回目を先日やりました。1回目から地域の方々、青少年地区委員会の方々が小旗を持って応援に来てくださっているんです。1つの目指す目標、宣伝しているわけじゃなくて、その地域で何かいろんなことを、スポーツを楽しむ、応援するような雰囲気、世田谷らしさというのは、そういうものなのかなというようなことを感じました。

会長 D委員、お願いします。

D委員 たたき台ということでまとめていただいて、かなり全体が見えるようになってよかったと思っております。お疲れさまでございます。

ただ、この中でもうちょっと書き込んで、その解決方法を見てほしいなと思うところがあって、1つは、これまでこの中ではスポーツをしない子と申しますか、身体運動をしない子、体を動かさない子、その子に対してどうするのかということがあると思うんです。総合型をやっても、何かイベントをやっても、体を動かす子は来るわけです。前回のときに申し上げたように、21%から25%ぐらいの子どもは、次第次第に中学校になるに従ってスポーツが嫌いになるということがある。その子たちは、その先でまた戻ってくる子もいるんだけど、それよりも小学校の頃から体を動かさない、身体運動をしない、赤ちゃんの頃に逆さにされて、ぶん投げられそうになった子がいらない。要は、そういう子たちに対してどうするのかということ、もう少し書き込んだほうがいいのか。総合型地域スポーツクラブの中でも一部そういうことを行っていたり、だけれども、種目とかがあると、それをやろうと思う子は来るわけです。やろうと思わない子は来ないわけです。思わない子をどう引っ張り出すのか。スポーツ推進委員のほうでは、スポーツ広場という形で来たときに遊べるように、それで普段やらない子たちに、ということも1つのねらい。それがうまくいっているかどうかは別なんだけれども、体を動かさない子をどうするのかということが1つだと思うんです。

それから、もう1つは、障害者のハンディキャップのことが書かれているんですが、ハ

ンディキャップのところも、非常に極端に言うと、高齢者と一緒のハンディキャップもいるわけです。それからもう1つは、若者と一緒の障害者もいるわけです。若者と一緒と言ったら怒られますけれども、そういう障害者の方というのは、どんどん出て来られるわけです。場がないとか、何かそこに行ったとしても一緒に遊ばせてくれない、一緒にスポーツさせてくれないとか。では、入ったときにどんなルールでやればいいのかというのが、そこにいるメンバーにとってわからない。それはそれなりにこうやっていきましょうよ、ということができるんだけれども、そうじゃない高齢者と一緒。例えば、高齢になって視野狭窄があった。これは自分が手帳を作っているかどうかは別としても、ものの見事に障害者なわけです。それから、色が見えない、人の話がちょっと聞きづらい、これはもう障害者ですからね。自分が申請するかどうか。そういう人たちのスポーツの機会の場をどうするのかということ、一緒にしないで書いたほうがいいんじゃないかなという気がします。それで、そのために何をすればいいのか、ということをあえて分けて書くかどうか。世田谷の中でも、高齢者の福祉施設のところで、これまで歌が歌えたり、それからちょっとした体操ができたのが、それぞれの企業の方針とか、それによって、あるとき、ほんといなくなっているところが結構あるわけです。それでやっていた方なんか、同じ世田谷の中で月60万円とか70万円の施設に行ってしまうと、それまで30万円ぐらいだったところから生徒たちがいなくなって、その人たちというのは、今後どうしたらいいだろうかとやっている。そういうものに対するアプローチをどうするのかということも、できればこの中に書き込んでいければと思っています。

体を動かさない子と障害者の問題、それから最後にもう1つは、いろんなイベントが多いんです。だから、地域で行事をやると、単純に言うと、子どもの取り合いです。非常に単純。なぜ子どもの取り合いになるかということ、教育委員会のイベントがあります、スポーツ振興のイベントがあります、それから地域のイベントがあります。それで大体日程が決まりますから、同じ日に3つあるわけです。100人集めなくてはいけない、20人集めなくてはいけない、こっち来い、こっち来いとやっているわけです。それは単純に言うと、行政上の縦割りなわけです。これから先にいってしまうときついけないんだけれども、それを打破するためには、その運営を地域の組織に任せてしまうんです。地域の組織に任せてしまって、その組織が、今回はスポーツ振興の行事を入れましょうとか、今回は児童のやつを入れましょうとか、その選択を地域でできるような地域組織を強化するといえますか、そういう形にしなければいけない。そこら辺を1つ狙っているのは、総合型も

当然それを狙っているんだけど、総合型になると、どうしても世田谷で言うとスポーツ振興課で、その上は文科省だよと、この縦にしか行かないわけです。この中に厚労省の話を入れてこようとすると、なかなか行かない。行政の中で連携してくださいというよりは、逆に言うと、もう地域に任せてしまって、その地域のところで判断して、それぞれの行事みたいなものを組み立てられるようにしてしまう。縦割り打開ではなくて、もうあきらめてしまって、地域で作ってしまう。そこまで書き込めるかどうかは別なんだけど、何かそういうことを1つの背景に置かないと、いろんなものがずらずらと並んでしまうだけかと思っているので、一応全体ができているから、この中でこの方向に持っていこうというのをこれから決めていって、それで、あるところはどんどん削ってしまうようなことも1つかなというのが、読ませていただいて感じたことです。すみません、言い過ぎたところがあるかもしれませんが。

会長 K委員、お願いします。

K委員 「人にやさしいスポーツ環境」というキーワードは、前回私が発言させていただいたので、その意図をもう1回振り返ってみたいと思うんですけども、やっぱり世田谷らしさを打ち出そうとした場合には、やっぱり何か求心力を持つようなキーワードがあったほうがいいんじゃないかというのが、私のもともとの思いだったと思っています。

今、J委員とかD委員がおっしゃってくださったように、それから皆さんもまさにそうだと思うんですけども、生涯スポーツであれ、子どものスポーツであれ、あるいはハンディキャップの方のスポーツであれ、それをよくしようというパースンパワーと今は言うんでしょうか、人的資源といいますか、そういうパワーがいっぱいあるじゃないかと。物的な環境、土地はないけれども、それから十分できる時間があるかどうかもわからないけれども、プログラムとか、よりよいものを実行しようとするパワーがあるじゃないかというところが、私にとっては「やさしさ」に映ったところなんです。なので、この方針で行くならば、第1章の世田谷のスポーツの現状のところ、今の世田谷には課題はあるんだけど、地域をスポーツでつなげようというような皆さんがいっぱいいらっしゃる。そこを十分に生かして改善していきたいんだという、それこそ私が言うところの「人にやさしいスポーツ環境」の原点かなと思うんです。15ページにまとめていただきましたけれども、それをどうやって分けられるんだという、生涯スポーツ、子どものスポーツ、障害者スポーツという枠組みもあれば、あとは組織体や組織同士の連携のこともある。幾つかのマトリックスができるのかなという思いがして拝聴しておりました。なので、区民が88

万人もいますので、スポーツをしようというパースンパワーもあれば、支えようというパースンパワーもあって、そういうのをうまくつなげていくのが、これからの世田谷らしいスポーツなんじゃないかというのを、今、委員の方のお話を伺って、改めて感じております。

あとは、具体的な施策の提案についてですが、こういう領域のところを重点に進めましょうというのがいいのか、それともこれだけはやってくれというのがいいのかですね。この資料2の第1回からの意見表にすごく具体的な意見が全部載っているのので、それを抽出するというやり方もあるんだけど、あえてこのたたき台ように作っていただいた意図も何かあるんだったら、確認をしながら、加除修正をするところがあればしていく、というのがいいのかと思って聞いておりました。

あとは、残念なことに、最近スポーツの場面での暴力の問題も世の中で大きな問題になっていますので、答申の中に世田谷らしいスポーツというのは、やっぱり人々のスポーツをする権利をすごく大事にするよとか、スポーツ倫理に関することとか、そんなことを入れる必要があるのかどうかというのは感じておりました。

加えて、E委員からプールの件がありましたけれども、プールができたとして、教育施設として作ったプールとそれを一般に開放することは、規則上できないのだそうですね。要するに、運動施設の幅広い使用については、契約する団体に貸すのは構わないけれども、一般に開放するというと、ちょっと規制がかかる場合もあるやに伺ったんです。だから、もしかするとその辺の規制の緩和といいますか、そんなこともスポーツ環境づくりに向けて発信してもいいのかなと思いました。以上です。

会長 各委員の方から1回ずつは発言していただいたんですけども、まだ少しだけ時間がありますので、もう少し意見を言いたいという委員の方がいらっしゃればご発言をいただきたいと思います。

H委員 項目が3つありましたよね。そこに今、地域のスポーツというのが出たから、地域のスポーツという項目をつけて、そこに地域のことを訴えるような整理の仕方はどうでしょう。見やすいかなと思って。あっちにもこっちにも地域がかかわってくるので、何かそういうことができるといいかなと思いました。

それからもう1つ、私いつも思うんですけども、このいろんな団体にかかわってもらおうというところに、PTAの組織が入ってこないんですね。何でPTAかということ、PTAはちょうど中高年のお母様たちとか、その辺の年齢の方が多いわけでしょう。だか

ら、その人たちがかわらないというのは、結局おかしいんです。その人たちのためのことをこちらは一生懸命考えているのに、当事者たちがなかなか入ってこれない状況でしょう。そこがもう少しPTAとして、例えば研修会を開いたり、スポーツの大切さ、子どもに対してスポーツはどういうことかとか、自分たちに対してもどうということかというような講演会を開いたり、啓蒙的なことはできると思うんです。地域ではなかなか人を集められないんです。だから、PTAの組織の中でそういうことをやっていただけると、少しはスポーツの大切さが普及していくんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか、PTAは……。

C委員 私は、今、青少年委員としては、現役のPTAの皆様とよくお話しする機会はあるんですけれども、講演会とかそういうのは、結構いろんなところであるようでして、私たちが青少年委員会で主催する地域合同研修会みたいなのを毎年企画するときにも、どういった講演をしようか、どういう方を招こうかと非常に悩むところで、本当にPTAの方はいろんなところでの知識はおありだとは思いますが。

ただ、スポーツに関してとか、そういう内容よりは、今はもうちょっと違う内容のことが多いのかなと思うんですが、最近多いのが発達障害のお子さんの講演会がとても多いと思います。今まであまりクローズアップされてなかった部分のところを、発達障害という言葉は聞いたことがあるけれども、それは実際どういうものなのか、というのに非常に興味を持たれるようになりまして、学校の中でもやはり話題になっています。ですから、この中に盛り込むのはなかなか難しいかもしれませんが、そういうお子さんたちが同世代の子どもたちと一緒にスポーツをするというときに、ちょっと問題を感じておられる方もいらっしゃると思います。

確かにPTAの方たちは、例えば、こういった答申とかをお読みになったとしてもやっぱりそういう方たちの意識改革だと思うんです。目の前にある子どもたちの教育のほうからまず大事で、なかなかそれ以外の では、なぜスポーツが大事なのかというところからでないで、もしこういったものをお読みなる機会があったとしても、ちょっと理解は難しいんじゃないかと思います。

H委員 私がそれを何で力説するかといったら、文武両道と言うじゃないですか。勉強ばかりできたって、健康でなければ、社会に出てもやっていけないわけでしょう。それなのに、お母さんたちは自分たちの子どもに対しての健康とか、体力とか、その将来のことを何で考えないのかなと現場にいてすごく思うんです。だって、子どもに対しての健康と

か体力は大事なことでしょう。体力が問題だ、ということがこれだけ出ているのに、何でそこに現場の子どもを持っているお母さんたちが、こういうのに興味を示さないのか。今、意識改革とおっしゃったけれども、そのためにもそういうようなことを、PTAみたいな組織がもう少し動いてくれば、もうちょっと違うんじゃないかと。やっぱり意識改革ですよ。だから、会長さんあたりが旗を上げて、こういうことなんですと。みんなで何かやるとか、何かやらないと、今のこの状況は変わりませんよ。私たちがどれだけ何をやっていても、本当に変わりません。その辺は私がいつも感じることです。

G委員 すみません。おっしゃるとおりだと思います。ただ、親としての関心というのが、いじめがあったり、そういった心の問題についてはすごく関心が高いですし、そういった研修会というのは、世田谷区内の学校では、研修会だけでも年間に相当数やっているような状況はあるんです。ただ、子どものことを考えると、どうしても心の問題についてとか、学習についてとか、スポーツということまで、私自身もやっぱり考えが及ばなかった部分は、今すごく反省させられている最中です。

F委員 たくましく、というところが欠けているんですかね。いろんな意味でのたくましさ。心の病になる前に、たくましく育てない。

H委員 そうなんです。そこがネックなんです。どうもその辺がとらえられていない。とても残念です。早くこっち向いてくれないかなと思うんですけれども、なかなか向いていただけない。

D委員 1点気になったのは、総合型地域スポーツクラブという単語なんですけれども、これを今後とも世田谷で使っていくかどうかということなんです。総合型地域スポーツクラブは、完全に文科省の言葉になる。これに対して、東京都のほうは地域スポーツクラブという言葉を使っているわけです。これは文科省のところではいろいろと議論があって、それまでの単一の種目ではなくて複数の種目があるから、とりあえず総合型とつけましょうと。その前は、これを狙ったようなクラブというものもあったんだけど、うまくいかなくて、結果的には文科省は総合型地域スポーツクラブ、東京都は地域スポーツクラブだと。例えば、世田谷だったら地域クラブでいいんじゃないですか、ということなんです。要は、世田谷のスポーツクラブ、これはどこまでをスポーツの範囲にするのかというのがあって、IOCあたりの定義だったら、将棋にしてもそうですし、いろんなものが体を動かせば全部スポーツですから、頭を動かすのもスポーツというのがIOCの定義だからスポーツが入ってもいいんだけど、そうじゃなくて、それ以外の事柄、音楽もあ

ったり、ダンスもあったり、いろいろ入っているから、地域クラブにしてしまう。その地域クラブというのは、その地域が主体になってみたい、そんな話で、何かその部分が世田谷として打ち出していくところで、その地域クラブの運営をどうするのか。これはPTAの問題もあるし、新BOPの問題もあるし、STEPの問題もあるし、この中にあったプレイパークの問題もあるし、それから公園なんかもある。地域クラブと考えると、地域の中にある公園なんか、いろいろ使っていくようにしましょうみたいな、ちょっと全体的に総合型地域スポーツクラブという、あえて行政用語にちょっととらわれているかなという気もしていて、地域クラブというのが世田谷のネーミングだみたいなことも1つかなと感じました。

途中で省略している総合型クラブというのが、中にカッコしてあったんだけど、総合型クラブというのでも何かわからないので、それよりも地域の人々を中心に、ということであれば、地域クラブのほうがまだいいかなというような気もしたので、今後とも議論ができればと思います。

会長 委員の方から出尽くしてきて、課題はあるんですけども、A委員、最後に、長い時間ではなくてすみませんけれども。

A委員 先ほどの件ですが、夢物語じゃなくて、現実的な私なりの具体案を、やる気があったらできるなということをちょっと提案させてください。

この第3章にたくさんありますけれども、各項目で分かれると思うんですが、拝読させていただいて、問題になる点というのは第7回の審議会でほとんど集約されてきているんです。世田谷区のスポーツ推進で何が一番の問題かといったら、やはり先ほど皆さんがおっしゃられている場所の問題です。それで、財源をどうするんだと。それと人の問題、時間の問題です。これらを総合すると、現実的に何を具体化して、提案して答申に入れていただいたほうがいいのかということ、現実的な問題として私は幾つか考えましたので、皆さんにご検討いただきたいと思います。

まとめていますので、ちょっと読みますので、ぜひ聞いてください。これは、1つは生涯スポーツ社会と障害者スポーツ社会、それと先ほどから出ています子どものスポーツです。これはみんなに共通するものなんですけど、これを実現するための資金の捻出はどうするんだと。これは、先ほどの収支予算を見ても、毎年、財団法人の予算はカットされています。それでは、この財団は、今後も事業計画を現在のコンセプトで続けられるのかどうか、これは大きなポイントだと思います。続けるんだしたら、これを毎年縮小、緊縮して

いったらどうなっていくんだと。だれかが泣かなければいけない。それでは、このスポーツ推進と振興の意味がない。発展的な意見を答申で出さないとということで、まず1つ目は資金の捻出。現実的に可能性があるのは何なんだということ、具体案としまして、まず現実性のある方法としては、現在のスポーツ財団で行われている各種事業についての見直しが必要ではないかと私は考えます。事業の見直しは、予算の内訳の精査、検証がもう一度必要ではないか。なぜかということ、この審議会では詳しい中身が出てきていませんから。もう少し親切な資料が必要なんじゃないかと、先ほども申し上げました。

次に、事業を廃止するのではなく、ウン千万という大きな予算編成を強いられている事業が幾つかあります。その大多数は、その予算が人件費に食われていっているんです。それが妥当なのかどうか。例えば、246のハーフマラソンをしている。あれだけの予算を組んでいて、世界有数の選手をアピアランスで雇って、それで走らせているのか。それによって、あれだけ予算が膨らむのか。主旨からしてそうじゃないだろうと。そのようなことを考えると、決して廃止するのではなく、今後、区の予算、財政で続けていけるためにも、私はぜひもう一度、シビアな専門家の内訳の精査と検証が必要であると。それで、現在と同じ形態で今後も継続するのか、できるのか、そのコンセプトは同じなのかの見直しが、今、立ち止まって必要ではないか。独立採算ができる運営、管理方法にマネジメントを移行していただきたいというのが私の切なる願いです。

独立採算、要するに、アピアランスをとって、出場料をとって、スポンサーがつくんだったらスポンサーをつけて、それで独立採算で運用していく。そのためには、ハーフからフルにしても、1,000人では事業、営業にならないです。ですから、それを広めて、区が支援し、警察も支援して、アピアランスを多くして、それで事業収入を多く増やす。それによって、ウン千万円のをなくしていくというコンセプトに今後切りかえて、ギアのシフトチェンジをしていかない限りは、私はもう成り立たないと思います。そういう事業が多く見受けられますので、これは切実な問題だと思います。これは専門家に任せればできますから。

それと、今言った独立採算の後は、事業展開に持っていく方法論を考える必要がありますが、これは能力のある人材を得ると、可能な事業展開を生み、ここで討議されている現在の行き詰まった状態、場所がない、お金がない、人がいない、時間がないと、それによって縮小していかざるを得ないいろんな生涯スポーツがある、子どものスポーツがある、障害者スポーツがある。その意味からも、ぜひこれを打開するための具体策として私

は提案したい。

それから、現在の事業予算の3分の1でも削り取れば、どれほど障害者スポーツ、生涯スポーツの総合型地域スポーツの充実と改善につぎ込めるか。事業ですから、これはビジネスとして認められているんですから、もう少しスポーツビジネスを活用していただきたい。そして、人がいないんだったらプロを雇う。雇っても、これは採算がとれます。ですから、それを具体的な可能な案として、ぜひ提案させていただきたい。それによって、他のマイナーな問題が、スポーツあるいはプロジェクトが生き返ってくるという、それはとても肯定的な展開が予想されると考えております。それで、ぜひそれを地方自治体のモデルケースとして改善、改革するチャンスが世田谷区はあるんじゃないかと、これが1つです。

幾つかありますが、その1つは、やはり今、行き詰まっている生涯スポーツの状態です。障害者スポーツも含めますが、生涯スポーツの強化、向上についての具体案としては、本審議会において、統計的数値からも、各委員の方々の発言内容からも、区の生涯スポーツの対象者は、全人口88万人の中の60%が中高年であるという現実がある。その中高年の中の約40%から45%の区民は、スポーツをやりたいが何らかの拘束によりできないことがその最大の理由であるという。やりたいんだけどもやれないんだと。そういう区民の方が40%から45%いるということが調査でわかっている。そうすると、区及びスポーツ財団等においては、予算、施設、指導者等、多くの現実的な問題を含んでいるので、現状、打開策は難しい。だから、ここにおいても、どうしたらいいんだと行き詰まっている問題です。

それで、ここで提案したいのは、皆さんの自宅には、畳あるいはカーペット、床がある。畳1畳分のスペースがあれば、だれでも、いつでも健康に必要な最低限の運動量を確保できる方法と手段があります。それは初心者から段階的に中級、上級、あるいは高度なスーパーアドバンスまで手軽にできるエクササイズを提供できます。このシステムを活用して、区のスポーツ情報、区のスポーツ医科学情報、初心者から上級者までエクササイズの指導を気軽に受講できるシステムがあります。これは自分のペースででき、人目も気にせず、衣服も気にせず、家の中で汗をかいて、自宅でシャワーを浴びることができますよと。これを1日の生活のサイクルの中に取り入れられることが非常に理想的じゃないか。現在の都民、区民においての生活のパターンの現状から。上記案内を提供できる唯一の手段と方法は、世田谷区において共有するケーブルテレビジョンの活用です。世田谷区に

は、現在大手のケーブルテレビジョンは、ジェイコムとイッツコムの2社の実績があるようです。残念ながら、この資本がこれには入っておりません。他の都道府県では、地方自治体の資本が入っているところはたくさんあります。それによって運営されている。ここは入っていない。残念ながら、コマースシャルの某商社と東急が経営母体である。しかし、この2局を有効に活用する方法は幾らでもあるので、今後、最大限活用することで、双方、共存共栄ができると確信しております。ぜひ、世田谷らしいスポーツのモデルケースとしてプログラムにしていきたいと私は考えている次第です。これはその気があって行政が動けばできます。

そして、この大手2社は、世田谷区に対してとても友好的である。いろんなことを広報と連携して、また区議会も放映されていると聞いております。ですから、この有効活用を、これは相手もビジネスですから、共存共栄をするスタンスで今後クリエイトしていったら、これほど有効な手段はないと思います。そこにプログラムを配置して、初心者から上級者までのプログラムを入れていって、家庭の中で子どもたちとともに、親御さんができない人はそこで親しんでいただく。それで運動量を増やしてもらおうということが今できることじゃなかろうかなと思っています。

最後に、第3章に、世田谷らしいスポーツ環境づくりを目指して、とありますが、先ほど委員のほうから発言があって、それとちょっとダブるんです。それはなぜかといいますと、この第8期審議会は、この2年間で社会で何が起こり、世田谷区で何が起こり、都で何が起こっているかということで、それをやはり審議会なり、答申の中でスポーツ宣言をしたほうがいいんじゃないかと。第8期がこういう宣言をしたという足跡を残す。その意味でも、先ほど委員からありましたように、世田谷区のスポーツ宣言をこの答申の中でさせていただく、それで残すと。それは何か、現在の社会問題になっています反社会的な体育教員、スポーツ指導者、学生及びその教員指導者を養成しているスポーツの盛んな大学が世田谷にはあるんだと、何度もこの答申の中には出てきます。ですから、それがまた世田谷らしいスポーツなんです。そのような大学、教育機関があるということ。それで、このような機関があるにもかかわらず、現在の社会問題として起こってきています体罰と称する暴力、ハラスメント。残念ながら、各地で起きている体育教員、スポーツの指導者、この人たちは世田谷区の教育機関から教育を受けた人間たちがほとんどである。これは恥ずかしいことです。これが全国にもう広まっているんです。このようなとてもすばらしい世田谷らしいスポーツといって我々はここで論議していますが、その反面、このよ

うな恥ずかしい問題も世田谷区には起きているんだという現実。私は現実から目をそらすことはできない。なぜかという、これは指導者、教員になる人たちですから。

それで、できましたら、この答申の中で宣言していただく内容としましては、世田谷区内の教育機関における体罰と称する暴力とハラスメント行為の根絶を宣言するという含んでほしい。それが第8期の審議会の歴史ではあったんだと。それが区内でそのような機関がないのであれば、それはまた対岸の火事になってしまいますから、ただ、このスポーツ審議会で、世田谷区のいろんなことを良くしていこうという中で、このような恥ずかしい教育機関があると。しかし、それはまた私の母校でもありますから、私の学生時代から何ら変わっていない現在の、改善も改革もされていないという、本当に卒業生として恥ずかしい。恥を忍んで、今申し上げます。ただ、世田谷区には、そうじゃない、これから良くして行ってほしいという願いから、私はこの宣言を加えていただきたいと思っています。

なぜ、私の心を揺らしたかといいますと、この大きくなった社会問題、競技スポーツにおいても、JOCにおいても、各競技団体においても、もう今やこの問題で持ち切りで、にっちもさっちもいきません。それでは、その根源はどこにあるか。やはり全国でご迷惑をおかしている体育教員、それからスポーツ指導者を養成されている機関の根っこを改めて改善していただかなければ、これは将来、解決の道はないです。その人たちに我々の子どもたちも預けなければいけないんですから。それこそ自由に、安全に、先ほど委員が申されましたよね。スポーツの指導を安全で平和に受けられるためにも、ぜひ世田谷区としてこの宣言をしていただきたい。

私が本当にショックだったのは、皆様のご存じのように、先だって、複数のマスメディアがこれを発表しました。記事を掲載されました。卒業生がこれを見ると、本当に屈辱です。それは何か。ご存じでない方もいらっしゃると思います。何と体罰と称する……。

会長 A委員、ちょっと待っていただけますか。もう時間がかなり押し迫っていて、貴重な意見だとは思いますが、委員の朗読の時間になってしまっているような感じがします。もしその資料をいただけるならば、事務局サイドに提出をお願いしたいと思いますけれども、よろしいですか。

A委員 わかりました。そういうことで、そういう宣言の提案をしたいということをご理解していただきたいと思います。

会長 本当に貴重な意見をすみません。

長時間になってきまして、貴重な意見をいただきましたけれども、本日、答申のたたき台について皆様方からいただいた意見で、今後、議論を積み重ねていかないと内容をまとめていくことも不可能ではないかと思えます。本来ですと、今日は全員の委員が出席という形の中で報告を聞いていました。そのために21日、今日、大方のまとめをしていきたいと思っていましたけれども、委員の方が海外へ研修というか、出張という形が急遽出てきたりして、今回のように欠席となりました。そのようなことから、会長として、今回の1回でまとめができるかどうかはわかりませんが、事務局サイドと今後進めていかなければならないとは思っています。でも、あともう1回くらいは皆様方からの意見をいただいて、今日は本当にたたき台のたたき台というか、特に第3章に関しては貴重な意見を数多くいただきました。それらのものを考えさせていただいて事務局ともまとめていきたいと思えますし、一番初めの答申の中でのスポーツ基本法に対応した今後の世田谷らしいスポーツ振興策についての諮問について、できればまとめをしていきたいと思っております。事務局のほうに私からお願いをして、できれば8月の最終答申までの間に、7月もしくは6月の間にもう一度審議会を開催していただいて、委員の皆様方から貴重な意見をいただければと思っています。答申案としてまとめさせていただく上で、ぜひ追加の開催をお願いしたいというのが会長としての意見です。もしよければ、委員の方、そういう形をとらせていただいてもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

それでは、次回の答申案をどういう形でまとめていくのかについて用意させていただくために、次の会の日程調整をさせていただきたいと思えます。事務局のほうからスケジュール表を配っていただけますでしょうか。できましたら、ただいま配っているスケジュール表で確認していただいて、事務局のほうに4月12日までにファックス等で送っていただければありがたいと思っております。

事務局、12日までという形でよろしいですか。

事務局 はい。

会長 貴重な意見は、まだまだあろうかとは思いますが、本日の審議会はただいまをもちまして、終了させていただきたいと思えます。貴重なご意見がありましたら、できれば事務局のほうにファックス等でいただいて、次の会には大方のまとめというよりも、できれば完全な形で出させていただければありがたいと思っておりますので、ご協力

をよろしくお願いいたします。ただいまのA委員のように、もし文章がいただけるなら、委員の方、よろしくお願いいたします。

私からは以上ですけれども、事務局から何かありますでしょうか。

〔事務連絡〕

会長 以上をもちまして、本日の世田谷区スポーツ推進審議会を終了させていただきたいと思います。委員の皆様、ありがとうございました。